

司法書士・
税理士による

相続無料相談

10/30(土) 11/27(土)

◆会場／蒲田展示場・馬込展示場・品川展示場

◆時間／①10時～ ②13時～ ③15時～ ④17時～

各回定員4名様【要予約】参加費無料

Ⅰ 高齢の親御さんがアパートを所有

Ⅰ 親御さんが亡くなった時、
相続税がどれくらいかかるか不明

Ⅰ 親御さんが親族と
共有する不動産がある

上記に一つでも当てはまる場合、相続時に「もめる、あわてる、そんをする」ケースが多いです。今回、相続専門税理士・司法書士が無料で診断しますので、お気軽に相談ください。



相談員／
司法書士行政書士事務所
アンド・ワン 代表
上木 拓郎 先生
(司法書士、行政書士)



相談員／三松裕樹税理士事務所
税理士 三松 裕樹 先生